

ホットな

消費者ニュース



～消費者被害にあわないための最新情報をお届けします！ VOL. 38

NEW消費者ホットライン「188」スタート！の巻

こんなとき①



スマホをたら、
タッチしたら、
いきなりサイトに
アクセスした！
登録されたら？
料金はいくら？
登録したの？

こんなとき②



訪問販売で
すごく高い
屋根工事の
契約をしま
してしまっ
た！
クリーニング・オフ
したいけど
どうしたら

こんなときは、すぐにNEW消費者ホットライン「188(いやや)」に電話して下さい！

音声案内にしたがって、自宅の郵便番号を押すと最奇りの消費生活相談窓口につながります。



消費生活相談窓口では、契約トラブルなど消費生活に関する相談を受け、問題解決のお手伝いをします。

イラスト:鈴木 薫

※おかしいと思ったら、すぐ消費生活センターに連絡しましょう！

●和歌山県消費生活センター

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛8F
電話：073-433-1551 FAX：073-433-3904

(平日) 9:00~17:00 (土・日) 10:00~16:00 (電話相談のみ) (祝日・年末年始を除く)

●専門相談員による消費者相談 第2・4水曜日13~16時

●くらしの窓口(紀の川くらしのネットワーク) 毎週水曜日13~15時

場所: 紀の川市役所南別館2階 電話: 0736-79-3919

●紀の川市役所 農林商工部 商工観光課

紀の川市西大井338番地

電話: 0736-77-2511 FAX: 0736-79-3928

